複数区画購入割引制度要綱

平成 22 年 3 月 17 日制定 平成 23 年 6 月 1 日改正 (あ) 平成 24 年 4 月 1 日改正 (い) 平成 27 年 4 月 1 日改正 (う)

(趣旨)

第1条 北海道住宅供給公社(以下「公社」という。)は、公社が宅地分譲を行っている団地において、販売促進と街並み・住環境整備を推進することを目的に、複数区画(2区画以上の宅地をいう。以下同じ。)を購入する者に対し、土地譲渡価格の割引を行う。

(割引対象者)

第2条 割引の対象者は、一の宅地譲渡契約により複数区画を購入する者とする。

(割引率)

第3条 割引の率は、2区画の宅地を購入する場合は宅地価格の合計額の10%を、3区画以上の宅地を購入する場合は募集価格の合計額の20%を割引くものとする。割引による譲渡価格は、募集価格に各々90パーセント、80パーセントを乗じた結果(千円未満の端数切捨て)とする。

(札幌市あいの里団地における特則)

第4条 (削除) (あ)(い)(う)

(札幌市季実の里団地における特則)

第5条 札幌市季実の里団地において2区画以上の土地を購入する場合は、第3条によらず 募集価格の合計額の10%を割引くものとする。割引による譲渡価格は、募集価格の合計 額に90パーセントを乗じた結果(千円未満の端数切捨て)とする。(う)

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1. 適用団地は、南幌町みどり野団地、札幌市季実の里団地、北広島市大曲柏葉台団地、函館市旭岡団地とする。 (う)
- 2. この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則(あ)

1. この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

附則 (い)

1. この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則(う)

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。